

～ジェネリック医薬品を使うと薬代が節約できます～ 知っていますか？ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品（後発医薬品）って？

医薬品会社が開発した新薬（先発医薬品）の特許が切れた後、他の医薬品会社が製造販売する新薬と同一の効能、効果などを持つと厚生労働省より認められた安価な医薬品のことです。

どうして節約になるの？

先発医薬品に比べて少ない費用、短い開発期間で製造可能なため低価格で提供されています。

どうすれば処方してもらえるの？

医師または薬剤師にご相談ください。

処方箋にはジェネリック医薬品への変更可欄があり、この欄に医師によるサインがなければ、薬剤師と相談し、新薬と同じ有効成分のジェネリック医薬品を選択することができます。

ジェネリック医薬品に関する詳細は下記の関連サイトから確認できます。

- ・日本ジェネリック医薬品バイオシミラー学会「かんじゃさんの薬箱」<http://www.generic.gr.jp>
- ・厚生労働省「後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について」<http://www.mhlw.go.jp>

お問い合わせ ☎

給付班 043-223-4117

国民年金第3号被保険者の 届出はお済みですか？

お問い合わせ ☎

給付班 043-223-4118

組合員に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者については、国民年金第3号被保険者の届出が必要です。市町村共済組合等の他共済から公立学校共済組合に転入された方についても届出が必要になります。

【提出書類】

「国民年金第3号被保険者資格取得届」に「基礎年金番号のわかるもののコピー」をつけて、所属の事務担当者へ御提出ください。

【国民年金第3号被保険者資格取得届等の流れ】

届出人 ⇒ 所属所 ⇒ 公立学校共済組合 ⇒ 年金事務センターにて登録
(登録からデータ反映されるまで1～2か月を要します。)

< 被扶養配偶者の資格取消事由が生じた場合は、下記の手続きを行ってください >

手続きの事由	種 別	提出書類
収入超過により被扶養配偶者ではなくなった場合 離婚により被扶養配偶者ではなくなった場合	3号非該当	・国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届 次加入の保険が社会保険なら不要
被扶養配偶者が60歳未満で死亡した	3号資格喪失	・国民年金第3号被保険者死亡届 ・基礎年金番号のわかるものの写し (年金手帳や基礎年金番号通知書)
就職により被扶養配偶者の資格を喪失した	3号→2号	※ 就職先で確認してください。
組合員が退職したため被扶養配偶者ではなくなった 雇用保険受給や所得超過により 被扶養配偶者の資格を喪失した	3号→1号	※ 居住地の市区町村で確認してください。

毎年恒例！ 「ホテルで朝市」を開催しました！！

お問い合わせ ☎

厚生班 043-223-4121



今年度で14回目となる「ホテルで朝市」を6月22日(土)にホテルポートプラザちばで開催しました。朝市では、千葉県内の農業関係高校14校及び市原特別支援学校などの生徒が生産した野菜、ジャム、鉢花などを生徒たちが販売しました。